

## 令和元年第4回八雲町議会定例会会議録（第2号）

令和元年12月13日

### ○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 号 八雲町印鑑条例の一部を改正する条例
- 日程第 3 議案第 4 号 八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第 2 号 八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第 3 号 八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 5 議案第 5 号 八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例
- 日程第 6 議案第 6 号 使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 7 議案第 7 号 八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 8 号 八雲町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第 9 号 八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第10号 八雲町居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第11号 八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第12号 八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第13号 山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について
- 日程第14 発委第 1 号 八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第15 議案第14号 令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第16 議案第15号 令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第16号 令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第17号 令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第18号 令和元年度八雲町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第20 総務経済常任委員会中間報告書
- 文教厚生常任委員会中間報告書
- 日程第21 発議第 1 号 「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書
- 日程第22 発議第 2 号 「再編統合」対象の公立・公的病院名公表に関する意見書

- 日程第23 発議第3号 スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書
- 日程第24 発議第4号 授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書
- 日程第25 発議第5号 令和元年台風19号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書
- 日程第26 発議第6号 災害救助法の見直しを求める意見書
- 日程第27 発議第7号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書
- 日程第28 発議第8号 診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書
- 日程第29 発議第9号 英語民間試験延期にとどまらず、入試の抜本的な見直しを求める意見書
- 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

**○出席議員（14名）**

2番	関口正博君	3番	佐藤智子君
4番	横田喜世志君	5番	斎藤實君
6番	大久保建一君	7番	赤井睦美君
9番	三澤公雄君	10番	田中裕君
11番	牧野仁君	12番	安藤辰行君
13番	宮本雅晴君	14番	千葉隆君
副議長	15番 黒島竹満君	議長	16番 能登谷正人君

**○欠席議員（0名）**

**○欠員（2名）**

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	吉田邦夫君
副町長	萬谷俊美君	総務課長 併選挙管理委員会事務局長	三澤聡君
総務課参事	岡島広幸君	政策推進課長	竹内友身君
新幹線推進室長	阿部雄一君	財務課長	川崎芳則君
会計管理者 兼会計課長	馬着修一君	住民生活課長	川口拓也君
保健福祉課長	戸田淳君	建設課長 公園緑地推進室長	鈴木敏秋君
建設課参事	朝倉俊之君	農林課長 併農業委員会事務局長	加藤貴久君
農林課参事	荻本正君	水産課長	伊藤修君
商工観光労政課長	藤牧直人君	環境水道課長	田村春夫君
落部支所長	佐藤尚君	教育課長	田中了治君
学校教育課長	石坂浩太郎君	学校教育課参事	齊藤精克君
社会教育課長 兼図書館長		体育課長	三坂亮司君
郷土資料館長	佐藤真理子君		
町史編さん室長			
学校給食センター所長	金浜ゆかり君	選挙管理委員会委員長	外崎正廣君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	成田耕治君
総合病院庶務課長	竹内伸大君	総合病院庶務課参事	佐々木裕一君
総合病院医事課長	石黒陽子君	総合病院医事課参事	紺谷英友君
総合病院地域医療連携課長	加藤孝子君	消防課長	大淵聡君
消防本部次長		八雲消防署庶務課長	高橋朗君
八雲消防署長	伊丸岡徹君	八雲消防署警防救急課長	堤口信君
八雲消防署予防課長	今村幸一君		

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長 兼熊石教育事務所長	野口義人君	住民サービス課長	北川正敏君
産業課長	吉田一久君	熊石消防署長	荒谷佳弘君
海洋深層水推進室長			
熊石国保病院事務長	福原光一君		

○出席事務局職員

事務局長	井口貴光君	併議会議務局次長	成田真介君
併監査委員事務局長		監査委員事務局次長	
庶務係長	松田力君		
併監査委員事務局監査係			

〔開議 午前10時00分〕

### ◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） ただいまの出席議員は14名です。  
よって、定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。  
直ちに、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
本日の会議録署名議員に佐藤智子さんと大久保建一君を指名いたします。

### ◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に、諸般の報告をさせます。  
○議会事務局長（井口貴光君） ご報告いたします。  
本日の会議に、総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会から中間報告書、議員発議による意見書9件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。  
また、事前配付しております議案書の一部に誤りがありましたので、机上配付の正誤表のとおり訂正をお願いいたします。  
以上でございます。

### ◎ 日程第2 議案第1号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例を議題といたします。  
提出者の説明を求めます。  
○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。  
○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。  
○住民生活課長（川口拓也君） 議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。  
この度の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録事務においても、成年被後見人であるという理由で不当に差別されることのないよう、国の事務処理要領が改正されたため、これに合わせ既設条例の一部を改めるものであります。  
改正の内容でございますが、第2条第2項第2号の改正は、これまで印鑑登録を受けることができなかった対象から成年被後見人を削り、改正後は、同号に意思能力を有しない者と規定するものであります。  
第3条第3項の改正は、外国人住民が印鑑に登録することができる住民票記載事項の要

件に、改正後は磁気ディスクに記録された情報についても登録できるよう追加規定し、次の第6条第1項第3号からは、同じ内容の磁気ディスクに関する規定を削り条文を整理するものであります。

最後に、2ページ、附則といたしまして、この条例は国の「印鑑登録証明事務処理要領」の改正施行日に合わせて、令和元年12月14日から施行しようとするものであります。

以上、簡単でございますが、議案第1号八雲町印鑑条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第3 議案第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第4号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） おはようございます。

議案第4号八雲町一般職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

この度の改正は、本年度の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行うものであり、一般職員の給料、勤勉手当及び住居手当について改正しようとするものでございます。

また、あわせて、地方公務員法及び地方自治法の改正に伴うもので、議案第5号においてご提案させていただきます「八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の関連で、規定の一部を改正しようとするものでございます。

概要説明の3ページをお開き願います。

はじめに、人事院勧告に基づいた一般職員の給与に関する条例の改正内容でございます

が、1点目として、勤勉手当を0.05月分を引き上げようとするものでございます。

これにより、手当の年間支給月数は、期末・勤勉手当を合わせまして4.45月から、4.5月となります。

2点目として、行政職と医師を除く医療職の月額給を平均0.1%引き上げようとするもので、若年層を中心に引き上げを行い、初任給については1,500円から2,000円程度の引き上げとなります。

3点目は、住居手当の改正を行なおうとするもので、支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げ、支給される手当の上限を1,000円引き上げようとするものでございます。

4点目として、地方公務員法及び地方自治法の改正による文言の整理、条文の追加及び条の繰下げを行なおうとするものでございます。

なお、月額給の改正は平成31年4月1日から、勤勉手当の改正は令和元年12月1日から適用し、その他の改正は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

それでは、条例改正の内容につきましてご説明申し上げます。議案書7ページをお開き願います。

最初に、第1条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正でありますが、第17条は、勤勉手当につきまして今年度中に適用する改正内容であり、第2項第1号は、再任用職員以外の職員の勤勉手当について0.05月分引き上げようとするもので、現行「100分の92.5」から「100分の97.5」に、改正しようとするものでございます。

なお、16ページの附則第1条第2項で、令和元年12月1日から適用するものとして規定してございます。

次に、7ページ下段の別表第1「行政職給料表」及び10ページから記載しております別表第2「医療職給料表イ」の「医療職給料表(二)」の改正は、最初にご説明しましたとおり、行政職などの月額給料表を改正しようとするものでございます。

これは、16ページ附則第1条第2項で、平成31年4月1日から適用するものとして規定してございます。

なお、月額給及び勤勉手当につきましては、遡及適用されることとしておりますことから、16ページの附則第2条に、改正前の給料表で支給していた給与及び勤勉手当は、改正後の内払いとみなすことを規定してございます。

14ページをお開き願います。

続きまして、第2条の八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正につきましては、令和2年4月1日から適用しようとする改正内容でございます。

第10条の4、住居手当に関する改正でありますが、先ほどご説明しました第1条の改正同様、本年度の人事院勧告による国家公務員の改正に準じたもので、第1項第1号において、支給対象となる家賃の下限額を「12,000円」から「16,000円」に4,000円引き上げ、第2項においては、国家公務員の給与法の改正内容に合わせ、文言を「掲げる額」から「定める額」に整理し、15ページ上段の第1号「イ」及び「ロ」において、住居手当の計算方法が異なる2つの区分の金額をそれぞれ4,000円引き上げ、「イ」においては、「23,000円」

を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、「ロ」においても、「23,000円」を「27,000円」に改正し、手当の上限額の規定であります「16,000円」を、「17,000円」に改正しようとするものでございます。

これにより、58,000円以下の家賃を支払うこととなる職員は、月額500円から4,000円の住居手当の減額となり、60,000円以上の家賃を支払うこととなる職員は、月額500円から1,000円の住居手当が増額となります。

なお、16ページの附則第3条において、国家公務員同様に「住居手当に関する経過措置」を規定しており、その内容は、改正前後の住居手当の月額の違いが2,000円を超える減額となる場合は、令和3年3月31日までの間、改正前の住居手当から2,000円を控除した額を住居手当として支給する経過措置を設けてございます。

続きまして、15ページ中段の第17条第2項の勤勉手当の改正は、7ページで改正しました条文をさらに改正しようとするものであり、勤勉手当の支給割合を「100分の97.5」から「100分の95」に改正し、7ページでご説明いたしました改正後の今年度の年間の支給割合を、6月期と12月期を同等とする調整のため改正しようとするものでございます。期末・勤勉手当ともに、年間の支給割合に変更はございません。

続きまして、15ページ下段の第22条、第23条、第24条及び第25条の改正でございますが、最初にご説明いたしました地方公務員法及び地方自治法の改正に伴うもので、議案第5号においてご説明させていただきます「八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の関連で、規定の一部を改正しようとするものでございます。

第22条の改正は、地方公務員法第22条が改正されたことにより、その引用していた条例を規定から除き、単に「臨時的任用職員及び非常勤職員」としたものであり、また、予算の範囲内で支給することとしていた給与を別に定めることとする規定とするため、改正しようとするものでございます。

第23条の改正は、会計年度任用職員の給与等に関する条例制定のため、既存条例にその旨を示す条項を規定することとし、あわせて第23条を第24条へ、第24条を第25条に、それぞれ繰り下げを行なおうとするものでございます。

なお、施行期日につきましては、16ページの附則第1条で、令和2年4月1日から施行するものと規定してございます。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第4 議案第2号及び議案第3号

○議長(能登谷正人君) 日程第4 議案第2号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例及び議案第3号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については、関連がありますので一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長(三澤 聡君) 議長、総務課長。

○議長(能登谷正人君) 総務課長。

○総務課長(三澤 聡君) 議案第2号及び議案第3号につきましては、関連がございますので一括してご説明申し上げます。

この度の改正は、人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて行う一般職員の勤勉手当の支給率に準じ、特別職の期末手当支給率について改正しようとするものでございます。

はじめに、3ページの議案第2号八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

第1条八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の条例第2条第3項は、期末手当の規定でございますが、一般職との読み替え規定により、現行「100分の222.5」を0.05月分引き上げ、改正後を「100分の227.5」に改正しようとするものでございます。

次の、第2条八雲町長等の給与及び旅費に関する条例の一部改正の条例第2条第3項は、八雲町一般職員の給与に関する条例の一部改正と同様に、来年度から0.05月分の引き上げ分を6月期と12月期に振り分けて調整支給しようとするため改正しようとするものでございます。6月の「100分の222.5」と12月の「100分の227.5」を「100分の225」に改正しようとするものでございます。

附則といたしまして、施行期日についてですが、第2条の条例による支給割合につきましては令和2年4月1日から施行し、第1条の条例による期末手当の改正は令和元年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定してございます。

次に、5ページの議案第3号八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案第2号と同様の改正でございますので、説明を省略させていただきます。

以上、議案第2号及び議案第3号の説明とさせていただきます。よろしく願い申し上げます。



○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに議案第2号及び議案第3号を一括して採決いたします。

お諮りいたします。議案第2号及び議案第3号について原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号及び議案第3号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第5 議案第5号

○議長（能登谷正人君） 日程第5 議案第5号八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第5号八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例についてご説明申し上げます。

平成29年5月17日に「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律」が公布され、会計年度任用職員に関する事項について令和2年4月1日から施行されることとなりました。

これにより、現在臨時的任用職員として任用している全ての職員を、会計年度任用職員として任用するため、新たな条例制定を行おうとするものでございます。

現在の臨時的任用職員の制度については、条例や規則で具体的内容を定めておらず、運用によるもの又は要領等で定めております。

この度の改正後の地方自治法において、会計年度任用職員には、給料、報酬等を支給しなければならない旨が規定され、給料、報酬等は、条例でこれを定めることが法律上規定されていることから、新規制定することとなったものでございます。

この度の条例を制定するに当たっては、現在の勤務条件を下回ることはないよう、同等に制度設計をし、条例化してございます。

それでは、概要説明の4ページをお開き願います。

1、新規制定の趣旨・必要性でございますが、ただいま申し上げました地方公務員法及び地方自治法が改正され、会計年度任用職員に関し、必要な事項を定めることが求められ

たものでございます。

必要性、背景につきましては、地方行政の重要な担い手となっております臨時・非常勤職員の適正な任用・勤務条件を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律により、臨時的任用の厳格化や一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化のため、会計年度任用職員に関する規定が設けられたものでございます。

2、新規制定及び改正する条例でございますが、新規制定する条例は「八雲町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」で、関連で改正する条例は「八雲町職員定数条例」「人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」「八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例」「八雲町一般職員の給与に関する条例」の4本であり、「八雲町一般職員の給与に関する条例」については、議案第4号において既にご説明申し上げているところでございます。

3、内容でございますが、新たに制度化される一般職の会計年度任用職員に係る給与、報酬について必要な規定を設けるものでございます。

規定する任用形態は、フルタイム又はパートタイムとしております。任期は1会計年度内で、再度の任用も可能としております。

給与、報酬水準の考え方ですが、職務の内容や責任の度合い、職務遂行上必要となる知識、技術、給料表の適用を受ける職員との権衡を考慮することとしております。

支給する手当等ですが、フルタイムは通勤、特殊勤務、時間外勤務等、宿日直、主任、期末、勤勉、寒冷地手当としており、パートタイムは期末、勤勉、寒冷地手当、費用弁償としております。

支給方法ですが、フルタイムは月額制としており、パートタイムは、月額、日額及び時間額制としております。

新規条例の第3条から第16条までは、フルタイム会計年度任用職員の給与について規定しており、第17条から第31条までは、パートタイム会計年度任用職員の報酬等について規定してございます。

また、既存条例の改正については、先ほど申し上げました4本の条例を改正いたします。

4、施行期日は、法律の施行に合わせ令和2年4月1日からとしてございます。

それでは、条例の内容につきましてご説明申し上げます。議案書17ページをお開き願います。

第1条、趣旨でございますが、地方自治法及び地方公務員法に基づき、給与及び費用弁償を定めるものとしてございます。

第2条、給与でございますが、第1項で給与の種類、第2項で支給方法を定めております。

第3条、フルタイム会計年度任用職員の給料でございますが、第1項において給料を常勤職員の給料表である「行政職給料表」1級から3級の範囲内で定めるものとし、必要な事項を規則で定めることとしております。

第2項においても、級別基準職務表等を、常勤職員との権衡を考慮し規則で定めること

としております。

第4条では、常勤職員に適用される給与条例第6条及び第7条を、フルタイムの会計年度任用職員に準用しようとするものでございます。この規定は、給料の計算期間等の支給について定めているものでございます。

第5条、第6条は、フルタイム職員の通勤手当及び特殊勤務手当の支給に関し、常勤職員の条例を準用する規定でございます。

第7条から18ページの第10条は、フルタイム職員の時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当の支給に関し、常勤職員の条例を準用する規定で、その際、会計年度任用職員にあわせ、読み替えを行う規定でございます。

第11条は、フルタイム職員の主任手当についての規定で、支給する職種及び額については規則で定めることとしております。

第12条及び第13条は、フルタイム職員の期末、勤勉手当の支給に関し、常勤職員の条例を準用する規定で、あわせて、現在の臨時職員の支給制度に沿った読み替え規定等を定めているものでございます。

19ページ、第14条は、フルタイム職員の寒冷地手当についての規定で、支給する職種及び額については規則で定めることとしております。

第15条は、フルタイム職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法を規定したもので、常勤職員と同様の考え方となっております。

第16条は、フルタイム職員が勤務しない場合の給与の減額について定めている規定でござい

ます。

第17条は、パートタイム職員の基本報酬についての規定で、第1項は報酬が月額となる職員の算出方法を定めており、第2項は報酬が日額となる職員、第3項は報酬が時間額となる職員について定めております。

また、20ページの第4項は、基礎となる基準月額についての規定を定めております。

第18条から21ページの第23条においては、先ほどご説明いたしましたフルタイム職員の規定である第6条から第11条に規定しております特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、主任手当を報酬として支給する規定で、支給される額についてはフルタイム職員と同様の考え方となっております。

第24条は、パートタイム職員の期末手当の支給に関し常勤職員の条例を準用する規定で、あわせて、現在の臨時職員の支給制度に沿った読み替え規定等を定めているものでござい

ます。

また、22ページの第2項で月額報酬職員の支給割合を規則で定める旨を規定し、第3項において日額報酬職員の支給日数を規則で定めることとし、第4項において在職期間に応じた支給割合を定めているものでございます。

第25条は、パートタイム職員の勤勉手当の支給に関し常勤職員の条例を準用する規定で、あわせて、現在の臨時職員の支給制度に沿った読み替え規定等を定めているものでござい

また、期末手当同様、第2項で月額報酬職員の支給割合を規則で定める旨を規定し、第3項において日額報酬職員の支給日数を規則で定めることとし、第4項において在職期間に係る支給割合を規則で定めることとしているものでございます。

第26条は、パートタイム職員の寒冷地手当に関する規定で、支給方法はフルタイム職員の規定である第14条の例により支給することとしてございます。

第27条は、パートタイム職員の報酬の支給に関する規定で、第1項において報酬支給の計算期間を定めており、第2項は日額又は時間額報酬職員の支給について、第3項は月額報酬職員の支給について、第4項は月額報酬職員の日割り方法について規定してございます。

23 ページ、第28条は、パートタイム職員の勤務1時間当たりの報酬額を定める規定で、第1項は基本報酬に係る算出規定で、第2項は時間外勤務、休日勤務等に係る報酬の算出規定でございます。

第29条は、パートタイム職員が勤務しない場合の給与の減額について定めている規定でございます。

第30条は、パートタイム職員の通勤に係る費用弁償についての規定で、支給される額は原則常勤職員と同様の計算としております。

24 ページ、第31条は、パートタイム職員の公務のための旅行に係る費用弁償の規定で、支給される額は常勤職員と同様の計算としてございます。

第32条は、この条例の規定にかかわらず給与を支給できることとする規定で、その支給方法は町長が別に定めることとしております。

第33条は、この条例の施行に関し必要な事項は町長が別に定めることができる規定でございます。

附則といたしまして、施行期日を令和2年4月1日からとしてございます。

また、附則2といたしまして、期末、勤勉手当の取扱いであります。この条例の施行日が令和2年4月1日からとなり、期末、勤勉手当の在職期間に係る支給割合は、3月31日まで臨時的任用職員として勤務していたとしても、在職期間の算定に当たっては、通常は4月1日からの算定となり、支給される額が条例の施行によって大幅に減額となります。そのような不利益を考慮し、臨時的任用職員として勤務した期間も会計年度任用職員であった期間とみなし、期末、勤勉手当を支給できることとする規定でございます。

続きまして、関連する条例の改正でございます。

附則3は、八雲町職員定数条例の一部改正でございます。

第4条は、定数外の職員の規定で、会計年度任用職員は非常勤職員であることから「臨時若しくは見習雇用中の職員」を「臨時又は非常勤の職員」に改正しようとするものでございます。

附則4は、人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

第3条は、報告事項の規定で、報告を必要としない非常勤職員の中から地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる職員、つまりフルタイム会計年度任用職員を除く規定を

設け、報告する職員の範囲にフルタイム会計年度任用職員を含める改正でございます。

附則5は、八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正でございます。この度の地方自治法の改正により、「第203条の2第4項」が項ずれにより「第5項」となることから、それを引用している同条例の該当箇所について、法律との整合性を図るため改正しようとするものでございます。

以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくお申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） この条例の中身云々くんぬんじゃないことなんですけどね。合併当時いろんな分野で、非常勤職員の分野において、旧熊石町の臨時職員の方々と旧八雲町の職員の方々の差異が見受けられた時間があつたんですよね。

それで、それから日数かなり経ってるものですから、今回というわけではないですけども、今日現在で統一を図られたというふうな解釈でいいんでしょうか。

その辺ちょっと確認しておきたいと思うんですけども、言わんとすることわかりますか。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 今おっしゃられました合併当時は、熊石地域の臨時職員の賃金と八雲の臨時職員の賃金に差がございました。その調整についてはですね、年度はちょっと忘れちゃったけれども、合併後に統一化を図っておりますので、今は統一の賃金ということで推移してございます。よろしくお願いたします。

○10番（田中 裕君） はい。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 私、合併した当初、すぐにこの辺統一するべきだというような考えで今までやってきたんですけどもね。今、その辺は図られたということで。先ほど課長の説明の中でね、この予算範囲内ということなんですけれどもね。この予算を作るとき、旧熊石の臨時職員の賃金と本庁の方の賃金は同じということで、予算を作っているというおさえ方でいいですね。ちょっとその辺だけもう一度確認します。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 規定上は予算範囲内としておりますけれども、予算を積算するに当たっては、現状の賃金を基に積算しておりますので、決められた予算がというのではなくて、積算した上での予算ということでご理解いただきたいと思っております。

（何か言う声あり）

○総務課長（三澤 聡君） あの、熊石地区と八雲地区に差というものはなくてですね、

同じ統一された賃金をもって、それぞれの勤務形態によって予算を算出しますので、差というものはございません。

○10 番（田中 裕君） はい。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 私もそう思うんですよね。あつてはならないことだと思うんですよね。それで、取り残された分野というのかな。まだ、未整備の部分というのは今日現在で、今日ではもうないという押さえ方でいいですね。そこだけちょっと確認してください。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 賃金の関係については統一しておりますので、そういうことではないということで答弁させていただきます。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結といたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第 6 議案第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 6 号使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（三澤 聡君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（三澤 聡君） 議案第 6 号使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例について、ご説明申し上げます。

本条例は、消費税率の引き上げを踏まえ、使用料及び手数料の適正化及び受益者負担の公平性の確保を図る観点から、各種使用料及び手数料について、見直しを行おうとするものでございます。

改正に伴う使用料及び手数料は、議案書 26 ページの第 1 条の八雲町収入証紙条例から 70 ページの第 39 条八雲町パークゴルフ場条例までの、全部で 39 の条例を改正しようとする

ものでございます。

なお、このほかに、議案第 12 号八雲町町営住宅条例の一部改正の中の町営住宅駐車場使用料の改正についても、今回の趣旨に基づき改正しようとするものでございます。

この度の改正の概要についてですが、概要説明 5 ページの別紙 3 をご覧いただきたいと存じます。

見直しの趣旨としましては、使用料及び手数料は、様々な行政サービスの中でサービスを利用する特定の人が利益を受けることから、受益の範囲内で行政サービスの対価として徴収するものでございます。そのため、定期的に見直しを行い、料金の体系を精査し、負担の公平性を図る必要があります。

使用料及び手数料の見直しに当たって、消費税増税はもとより、コストに見合った分の負担をしていただくためには、施設の管理運営などに要する経費を明らかにしていく必要があります。

この度の使用料及び手数料の見直しは、様々な行政サービスに対する町民相互の負担の公平性を確保し、算定方法を明確化することで原価の適正性を検証し、内容の透明性を高めようとするものでございます。

具体的には、まず、使用料及び手数料の設定についてですが、原価計算方式による明確な料金基準を設定し、行政サービスを性質別に分類し、その分類に基づき受益者負担と公費負担の割合を明確にするため、四つの項目を基本的な考え方としてございます。

一つ目としましては、料金設定に当たり、原価計算方式によるコスト計算を行うということでございます。つまり、実際に掛かっている費用を踏まえて算定を行うことといたしました。

二つ目としましては、行政負担と受益者負担の負担割合を明確にするということです。

これは、例えば、施設を使用している人に全て負担してもらうのかあるいは性質を考えて半分は公費で半分は使用している人に負担していただくことが適正なのかなど、負担割合を性質に応じて区分していくということでございます。

使用料の設定における受益者負担の考え方は、行政サービスを性質別に分類し、その分類に応じた公費負担と受益者あるいは利用者の負担の割合を明確化することとしました。

三つ目としましては、受益者負担の急激な上昇を防ぐための上限改定率を設定することです。

具体的には、急激な上昇は負担増となることから、使用料は現行料金のおおむね 1.1 倍程度、手数料は現行料金の段階ごとに現行料金の 1.1 倍から 2 倍の額を上限として設定しております。

例外といたしまして、41 ページの別表第 2 「事業系一般廃棄物処理手数料」については、近隣自治体は事業者自ら搬入するか運搬業者に委託していて、その委託料と比較してもかなり低い料金設定であったため、現行手数料の 3 倍での見直し設定といたしました。

四つ目としまして、おおむね 5 年ごとに定期的な料金見直しを実施することとします。時間の経過とともに掛かっている費用も変わりますので、料金の設定が適正なのかを見直

すために、おおむね5年を目途に全面的な見直し、チェックを行うこととしてございます。

以上、四つの項目を、基本的な考え方として見直しを行っております。

議案書 26 ページにお戻りいただきまして、改正条例についてご説明申し上げます。

第1条の八雲町収入証紙条例から70ページの第39条八雲町パークゴルフ場条例までの中で、使用料及び手数料についての改正は、先ほどご説明いたしました見直しの考え方に基づき改正したもので、詳細のご説明につきましては、省略させていただきますのでご了承願います。

その他の改正につきまして、ご説明申し上げます。

第1条の八雲町収入証紙条例の一部改正の第3条第1項第2号は、令和2年4月1日より新たにし尿及び浄化槽汚泥の処理を町が行うため、新たに料金規定を定めようとするものでございます。

第2条の八雲町行政財産使用料条例の一部改正で、別表第1の中の「八雲消防署落部出張所会議室」は、会議室利用の実績も長年なく、現在は消防デジタル無線設備の設置場所としていることから、料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

また、次のページの中段、備考7の学校開放事業で学校体育館を使用する場合の使用料は、これまで備考7で規定の4分の1の額とすることとしておりましたが、今回の改正に当たりあらかじめ4分の1の額を別表で定めたため、削除しようとするものでございます。

第3条の八雲町手数料徴収条例の一部改正で、28ページ上段の別表中20の「漁船所有証明手数料」は、これまで数年において発行実績がないことや今後においても見込みがないことから、料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

32ページの、第5条八雲町落部町民センター条例の一部改正で、次のページの中段別表第2は、「放送設備」及び「スポットライト」が購入から相当年数がたっており、貸し出しできる状況になく、今後においても利用見込みがないことから、料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

36ページの、第10条八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例の一部改正で、38ページの下段別表第2は、表中の「附属設備及び備付物品」は先ほどと同様に貸し出しできる状況になく、今後においても利用見込みがないことから料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

同じページの第11条八雲町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部改正で、令和2年4月1日よりし尿及び浄化槽汚泥の処理を町が行うため、39ページの第11条第2項、第22条第1項第3号、同じく第2項及び40ページの別表第1で所要の文言及び料金規定を追加しようとするものでございます。

また、41ページの別表第2は事業系一般廃棄物処理手数料の改正ですが、先ほどもご説明しましたとおり、近隣自治体では事業者自ら搬入するか運搬業者に委託していて、その委託料と比較してもかなり低い料金設定であったため、現行手数料の3倍での見直し設定として改正しようとするものでございます。

42ページの第12条八雲町温泉供給条例の一部改正は、第8条で公衆浴場用としての温泉



供給については、実際には公衆浴場用に温泉を供給することがないため、公衆浴場用の料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

45 ページの第 16 条八雲町育成牧場条例の一部改正で、育成牧場において冬期の飼育は行っていないことから、第 6 条第 1 項第 2 号及び同条第 2 項並びに第 12 条第 2 項の規定を削除しようとするものでございます。

49 ページの第 21 条八雲町熊石青少年旅行村施設条例の一部改正で、別表中の「キャンプ場及び広場」の「貸付テント」は、購入から相当年数が経過し貸し付けできる状況になく、利用見込みがないことからテントの貸し付けを廃止し規定を削除しようとするものでございます。

51 ページの第 23 条八雲町道路占用料徴収条例の一部改正で、次のページの別表の道路占用料の額は、国が定める道路法施行令で民間における地価水準額を勘案して市町村ごとに定めており、その額を準用して規定してございますが、この度平成 30 年度に行われた固定資産税評価額の評価替え、地価に対する賃料の水準の変動等を踏まえ、道路法施行令の一部が改正されることに伴い改正しようとするものでございます。

63 ページの第 31 条八雲町民センター条例の一部改正で、64 ページの別表第 2 の「ピアノ」については、ピアノの利用団体が限られており、ピアノを利用する団体が必要に応じて調律を行うこととするため、料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

同じページの第 32 条八雲町公民館条例の一部改正で、次のページの別表中「パソコン室」については、実際の利用に当たってはパソコンの維持管理の関係から、町が主催するパソコン講座や研修会に限定されていることから一般貸し出しを行っていないため、料金規定を廃止し削除しようとするものでございます。

67 ページの第 36 条八雲町総合体育館条例の一部改正で、次のページの別表中「休養室」については、利用実態にあわせ「休養室」の呼び名を廃止して室名を「研修室」に統一し、休養室の料金規定を廃止するため削除しようとするものでございます。

同じページの第 37 条八雲町温水プール条例の一部改正で、次のページの別表の中の「1 個人使用料の表（温水プール）」で、これまで規定されていた「冬休み券」は冬期間のプール各種機器点検期間で閉鎖しており、今後もこの期間での開館は行わないことから、「冬休み券」の規定を廃止し削除しようとするものでございます。

同じページの第 38 条八雲町営スキー場条例の一部改正で、次のページの表中の「1 索道施設の表」で、利用者の状況を勘案し冬期スポーツの振興を図るため、より購入しやすい券売区分を設けることから、発売時間から 16 時まで使用できた「1 日券」及び購入から 3 時間使用できた「3 時間券」並びに「60 歳以上シーズン券」は高齢者スポーツ施設共通利用券があることと利用者のごくわずかであるため、規定を廃止し発売時間から購入区分の時間まで利用できる「2 時間券」「4 時間券」「6 時間券」の規定を新設するため改正しようとするものでございます。

また、「2 休憩施設の表」で、スキー場休憩ロッジ内の「厨房」は一般貸出を行わないことから、規定を廃止し削除しようとするものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものであり、経過措置として、この条例の施行前に使用の許可を受け使用料等を納付したのものについては、改正前の使用料等とするものでございます。

以上で、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） かなりの見直しなんですけれども、これらで年間どの程度の収入増を見込んでいるのでしょうか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 今回の改正による増加見込み額につきましては、年間で約730万円程度というふうに推計をしております。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） これだけの町民負担が増えるというふうに思います。それで、利用者ごとということなんですけれども、ごみ袋もわずかな金額ではありますが、消費税分を増加、増やしているわけではなくて、それも配慮されているとは思いますが、その、多くの方が利用する点においては、ごみ袋は据え置きの方が良いと思いますし、また、粗大ごみの処理券についても不法投棄等増えることは考えられないのでしょうか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただ今のごみ袋の使用料、値上げの件につきましてですけれども、ごみ袋の値上げの件につきましては、消費税が上がった部分の値上げということで考えております。また、粗大ごみの部分につきましても、消費税増加分ということでございます。

なお、ごみの処理券が値上げされることによって不法投棄が増えるのではないかとご心配かとは思いますが、不法投棄につきましては、また別な問題と考えておりますので、町としては見回り等をしながらそういう事例が発生しないように、例えば、危険か所については看板を建てるだとか、そういう対応をしながら不法投棄がされないように対応していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） それとですね、シルバープラザや公民館なんですけれども。区分ごとの料金加算が非常に細かくてですね、例えば、落部町民センターの例ですけれども。

33 ページは、午前においては390円、講堂のことですけれども。午後においては650円、

夜間は 110 円と、非常にあらゆる分野でこういう差異があるんですけども。それは、説明であったように、原価計算の上でこのような数字が出たという解釈でよろしいのでしょうか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 午前、午後、夜間の区分の関係でございますけれども。今までは午前、午後、夜間に区分して、それぞれ使用料を設定しておりましたけれども、夜間につきましては、午前と午後より経費がかさんでいるという部分もありますし、また、夜間の方が利用が集中すると、そういった理由から割増 1.2 倍程度に設定したというふうに、ちょっとこの辺は確認できなかったんですけども、そういうふうに推測がされております。

それで、現在では実態を見ると、夜間の利用もございますけれども、午後や午前といった夜間に集中するというような部分があまりないのかなというふうなことも認識しております。掛かる経費についてはですね、大きな差がないというふうに見込んでおります。そのため、午前と午後と夜間にそれぞれ単価設定を取りやめまして、統一した単価を用いたものでございます。

この結果、改正後の案では改正前の金額に消費税率を 2% 転嫁して据え置くものと、改正後の金額に税率 2% 相当を転嫁したもの、さらにはですね、原価計算により改正前の金額からおおむね 1.1 倍程度に上限を定めて税率を転嫁したということで単価を設定しているところでございますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

○4 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 説明にあったね、料金設定に当たり原価方式によるコスト計算って言ってました。今の説明でも、そういう内容だというようなことを言っておりますけれども。

今までね、例えば、建築してから相当年数がたっています。これは、例えば、残価計算から原価計算をしたものなのかというところ。例えば、年数がたっていればね、基本的に残価は少ないはずなんですよ。そこから、その会場使用料なりを計算すべきだと思うんですけども、その辺はどうなっていますか。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 原価計算に減価償却費を含めているかどうかという質問だと思いますけれども。具体的にはですね、土地代ですか建物、これらの減価償却費が考えられますけれども、今回の原価計算方式にはですね、減価償却費を算入していないのが実態であります。これはですね、公共施設につきましては、町の施設としてそれぞれの行政目的をもって建設されたというものでございますので、土地や建物に関する費用について

は、全てですね、町民に利用の機会を提供すると、そういう費用であると考えております。

したがって、施設の利用者に求める使用料につきましては、減価償却費を含めずには、経常的な維持管理経費や管理に掛かる人件費等を基にですね、原価計算方式で設定し受益者の適正を図るというものでございます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） そしたら今の説明でいくと、土地や建物などというものの原価計算はしていないと。それで、それは使用料とかには転嫁していないと。それで、今現状でそれに掛かる管理やら管理人だとかも含めての経費だけだということではないんですね。

それでも、それでもという言い方はおかしいな。先ほど佐藤議員が質問したように、午前、午後、夜間というこの区分の中でね、差があるという部分がちょっと理解しづらいんですね、私は。例えば、先ほど言っていたような場所、落部町民センターですかね。これで、午後の分が値上がりも大きいですけども、使用料も高いと。それで、夜の方が安いんですね。でも、先ほどの説明では、夜の方が使ってるってというような説明だったと思うんです。でも、これ管理側としては、夜間というのは管理人がもしいたら、管理人に対しての賃金が高くなりますよね。そういうのも入っての計算になっているのだろうか。その辺ちょっと説明をお願いします

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 先ほどとちょっと重複する部分があるかと思いますが。午前と午後と夜間、この部分についてはですね、まずは時間数とその施設によって、大体8時又は9時から12時まで、これが午前ということでございます。それで、午後につきましては12時から午後5時まで。夜間につきましては午後5時から9時又は10時までということで、この時間数が違うということで料金の金額が違うということでご理解いただきたいと思っております。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。ほかにございせんか。

○9番（三澤公雄君） はい。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 41ページの事業系一般廃棄物の処理手数料がですね、近隣の町村と比べて著しく安いので3倍程度を考えておっしゃいましたけれども。それは、現実に他町村からの持ち込みがあるから、それを抑えるためにという考え方なんでしょうか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただ今の事業系一般廃棄物の処理料金の見直しに当たりまして、近隣市町村の事業系一般廃棄物の処理の金額を調べたということでございます。

したがって、よその町から八雲町の施設に持ち込まれるというものではございません。

それで、近隣の町の事業系一般廃棄物の処理方法を調べたところ、市町村で運搬収集を

行っているというところはほとんどなく、ほとんどの市町村では、事業者が自ら直接処理場に搬入するか若しくは運搬事業者と契約をして収集運搬をするという状況でございます。

なお、その収集運搬する委託料につきまして、聞き取りをできたところでは、一番安いところで月額 3,000 円とか 5,000 円とか 7,000 円、一番高いところだと月額数万円というところもございました。

今回の改正につきましては、倍率でいうと 3 倍と非常に大きい上げ幅となっておりますけれども、年間の処理の運搬にかかる費用でいうとですね、それでも最低の 3,000 円の 12 か月分と比較しても、まだもう少し低く設定しているところでございます。

なお、ごみの処理費につきましては、町全体では年間大体 3 億 5 千万から約 4 億円くらい費用として掛かっております。それに対して、町でいただいているごみ袋の手数料とそういうものは、まだ 1 億円を切っているような状況でございます。

大変ですね、たくさんの費用を町として負担しているという状況でございますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

○ 9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○ 9 番（三澤公雄君） でもそれでいけば、これは原則かもしれませんが。使用料、手数料の設定の基本方針という別紙 3 で用意してあるものではね、料金設定に当たりはコスト計算だと。今、横田議員の方からも詳しくコストの算定の基になるものを聞いたときに、本来入るべきものが入らない設定のありかたもありますけれども、手のコストというか、そういった部分のコスト計算だということがわかるような説明だったんですが。ましてや 3 では、受益者負担の急激な上昇を防ぐために上限改定率を設定って、要するに急激な上昇を防ぐためにいろんなことも考えますよという設定が。だから、この二つに今回の急激なこの 3 倍の上昇ということは、外れるんじゃないかなと思うんですよね。違いますか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） ただ今の三澤議員のご質問のとおり、今回の見直しに当たっての原則から外れるのではないかとということでございます。たしかに 3 倍という倍率であれば、その方針よりも上回った値上げにはなっておりますけれども。先ほどの説明の中でですね、特例的に今回のこの部分については 3 倍として設定したと。その設定した理由というのは、先ほど私の方から説明をしたように、近隣町村の状況と比較してそのような設定を今回させていただいたということでございますので、ご理解の方をよろしくお願ひします。

○ 9 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○ 9 番（三澤公雄君） 最後にもう一点確認しますけども、それでは改定前の金額を設定した根拠は何だったんですか。金額の根拠は。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時06分

再開 午前11時26分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） この条例につきましては、昭和48年に条例が制定され、その後何度か改正がされておりますが、いつの時点でこの料金が設定されたか関係書類が残っていないものですから、現在ちょっと分からないという状況でございます。大変申し訳ありません。

なお、今回の見直しに当たりましては、近隣の町の状況を見ながら現行の3倍とさせていただいたということでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） ほかにありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 内閣府が6日に発表した10月の景気動向指数は、景気の現状を示す一致指数が前月比5.6ポイント低下の94.8で、2か月ぶりに低下をしたということでございます。消費税増税に伴う駆け込み需要の反動や台風19号の影響はありますけれども、2013年2月以来6年8か月ぶりの低水準だったということでございます。

基調判断も悪化ということで3か月連続ということでございます。消費税が10%に引き上げられ町民負担が増す中、こうした大幅な使用料手数料条例等引き上げに対して、町民に対する負担感が強すぎると思いますので、この議案には反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成をする諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

### ◎ 日程第7 議案第7号

○議長（能登谷正人君） 日程第7 議案第7号八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第7号八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書72ページをお願いいたします。

本条例は、大規模災害時における被災者への援護資金の貸付や利率等を国の法令等にしたがい定めているところでありますが、この度「災害弔慰金の支給等に関する法律」の一部が改正されたことに伴い、被災者への支援を一層図るため、連帯保証人の必須義務や貸付金の利率などを市町村の判断によって設定することが可能となったことから、既設条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文の内容を説明させていただきます。

第14条の改正は、これまで法令によって全国一律の取扱いとされてきた連帯保証人の必須義務及び貸付利率を改めるもので、改正後は、先の東日本大震災時の特例措置にならい、第1項として、保証人を立てることが困難な被災者の実情に考慮し、保証人を立てるか立てないかを自ら選択できるよう追加規定し、第2項は、被災者の負担軽減を一層図るため、これまで3%であった貸付利率を保証人のある場合には無利子、保証人の無い場合には据置期間を除き1%と改め、第3項には、保証人を立てた場合の連帯債務について追加規定するものであります。

次に、第15条第1項の改正では、償還方法の選択幅を広げるため、これまで年賦償還と半年賦償還の二つから選択できたものに、改正後は月賦償還を加え規定を整理するものであります。

また、同条第3項の改正は、国の政令から連帯保証人に関する事項が削除されたことや償還金支払猶予に関する事項が政令から法律の規定へ移行されたことなどから、これら改正にあわせ、引用する法令の条項や規定を整理するものであります。

最後に、附則として、この条例の施行日を公布の日からとするものでございます。

以上、簡単であります。議案第7号八雲町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 先ほど、改正されて利息は市町村で決められるって聞こえたんですけれども。その分でいけば3%だったものが1%って、良くはなってるんでしょうけれども。八雲町独自として考えることができるのであれば、この1%と固定したものでなくともいいのではないかと、ちょっと思ってしまったんですけれども。

その辺は、この1%にする根拠みたいなものはあるんですか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） この度の改正ではですね、東日本大震災の際に国が実施した特例措置にならってですね、これまで国の方では保証人を原則つけるというルールでございましたが、そういった部分を排除してですね、保証人を立てるか立てないかを自ら選択をできるようにし、被災者の誰もが貸付をできるように間口を広げる目的で私ども考えて改めたものでございます。

やはり、その選択をしてですね、保証人付ける付けないを設定したものでございますが、いずれにせよ貸付金については、やはり返済していただくということは、確実に行っていただくということは当然でございます。よってですね、より返済を確実なものとしていただくためにもですね、やはり連帯保証人のあるなしに若干の差をつけることはいたし方無いのではないのかなということで、ご理解をお願いいたします。

貸付利率にはですね、差を設けなかった場合には、保証人のいない被災者への貸付時の審査もより厳しくせざるを得ないということにもなりかねませんし、当然無利子という話になりますと、わざわざこのようなかたちで、条例において保証人の有無の選択規定を設ける必要はないというふうに考えております。

基本的には、やはりそういった部分では多少の差は必要であるかということで設定させていただきました。よろしく申し上げます。

○4番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 今の説明でいけば、保証人がいるいないでの差って、それが1%相当という判断ということですよ。でもそれ、0.5でもいいということになりませんか。例えば、0.1でも。そういう判断にはやっぱならないのかな。1%って、借りた金額にもよりますけれども、期間とかありますけれども。でも、被災された方に対して少しでもというのであれば、1%でも今の金利情勢からいけばちょっと大きいかなと思うんですけれども、再度お願いします。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。



○住民生活課長（川口拓也君） 基準となる部分をですね、国の方と照らしあわせて町の方とも検討したんですが。東日本大震災の規定にならったというかたちなんですけれども、東日本大震災の際には、こちらはむしろ1.5%というかたちで、今、町の方で設定したものは若干高いようなかたちになってございます。

それで、町の方もいろいろ検討した結果ですね、今現在国の方で、母子、父子、寡婦、福祉生活資金というものを貸し付けしてございます。これ当然、母子家庭、父子家庭に対して生活一時金として貸付をする際に貸付する制度なんです。そちらが、保証人を付けた場合には1%というかたちで、公的な貸付の利率ではどれを見越しても、これが最低の利率になってございますので、そちらを参考にして町も設定したような状況でございます。よろしくをお願いします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 横田議員と観点は同じなんですけれども、少し考え方をもう少し工夫しました。

これは、八雲町災害弔慰金の支給等の条例の一部なので、多分弔慰、慰める、お見舞いの部分は災害者に等しく当たるのかなと。それ以外の部分で、災害援護資金を貸し出す上での条例改正だと思いますので、こういう資金を使う方はどういう人だろうと僕の中で想像した時には、やはり事業をやっている方、商売をやっている方かなと。

それで、そういう人たちが保証人を立てた場合は無利子とする。つまり、地域の人たちが、周りの人たちが応援するよと。やってくれ、商売やってくれとか。その事業は伝統産業だとか、そういった応援人たちがいる場合、町もやっぱりそれを認めて保証人がいる人たちには無利子で貸しましょうということかなという違いが、この1%をつけるとかゼロの場合があるって、そういう工夫かなと読み解いたら、さらにもう一工夫ですね、この援護資金。例えば、そういうことで事業だとか商売の再建に成功して、また数年それを続けることによることができたと想定した場合にですね、八雲町にはいくつかその前例があるんですけども。

例えば、僕らの業界の農業では、新規就農された方が数年八雲町で頑張ったら、資金として貸したものは免除するよとか規定があります。そして、後継者に関しても、これは農業だけではなく水産業も商業の方も、そういう後継者が八雲町に3年ないし4年でしたか、就業されるなら免除するよという規定があって、それは長年やってきました。

それであれば、この考え方もですね、そういった感じで、援護資金を貸した人がしっかりと事業を立て直した、地域にまたそういった必要とされる生業を戻したっていうものが証明される結果を残されたらですね、全額でなくても一部は免除するというような項目も、この際付けた方が。ちょっと八雲町は、大きい災害をあまり経験したことがないので、こういうことに該当するということはなかなか想像しづらいんですけども。

今の質疑の中でも、国内の大きな被害があったところを前例にして作った条例改正だというふうに言われるのであれば、やはり想像力をたくましくしましてね、八雲の中のいろ

んな事業をやっている方々は、後継者がいないのがほとんど、7割くらいがあると思われ  
ます。

それは、商業も農業もほかの産業もそんな感じだと思うんですけども。

そういった方々が被災されても、なおかつ、立ち直ろうという姿勢を見せ、そして、そ  
の結果を残したということであればですね、先ほど言ったような考え方で、八雲町の支援  
のかたちを届きやすい、真心がこもった条例だとかたちでアピールされた方が、被災  
された方が引き続き八雲に残っていこうという光に向かっていくのかなと思われるん  
です。こういった余地は、入る余地はないですかね。

○町長（岩村克詔君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、大変私も心ではそういうことは思いますけれど  
も。

ただ、この災害というのはちょっと規模感というのがですね、まだ想像ができません。東  
日本大震災のああいう規模であれば、この町としてね、本当に貸せるだけの蓄えがあるの  
かだとか、いろんなことを想像をしなければならないので。ただ、そうなるそうですね、国  
だとか道の支援もあるだろうという想定もしながらですね、まずは、保証人がいる場合は  
無利子と。又は保証人がいない場合は、1%ということ今想定をしていますけれども。

本当の災害になってですね、その状況によってはですね、いろいろ考えなければなら  
ないだろうと。三澤議員さんおっしゃるですね、意見等々も多々あるんだろうと思います  
ので、条例としては今はこれで決めさせていただいて、そういう状況になったときにです  
ね、また議会とも相談をしながら、それは柔軟に対応できるんじゃないかとそう思います  
ので、よろしくご理解をお願いします。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今回、災害について一般質問をした経緯があつて、ほかの議員3  
人とやったんですけども。これは、その延長線上では、やっぱりこの自治体というのは  
住民が残ってこそ、住民が住んでこそだという考えだと思いますので。今、町長の答弁の  
中にもそれが十分加味されてたと思いますから、引き続きこの災害関連で色んなシミュレ  
ーションをする場合にはですね、今言ったような考え方も入れて、どういった支援がで  
きるのかというものも、是非考えていってもらえればなと思います。

○議長（能登谷正人君） 答弁はいいですか。

○9番（三澤公雄君） いいです。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第8 議案第8号

○議長（能登谷正人君） 日程第8 議案第8号八雲町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議案第8号八雲町保育所条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書73ページをご覧ください。

この度の改正は、相沼保育園と熊石保育園の統合に伴い新設される保育所の名称及び位置、また、対象児の見込み人数を考慮した施設規模に合わせた定員に変更するために、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

改正の内容ですが、第2条で規定している各保育園の「位置及び名称」、第3条で規定している「定員」について規定を整理し、改正後の第2条に、統合後の保育所の名称を「八雲町立くまいし保育園」、位置を「八雲町熊石鳴神町218番地」、定員を「30人」に変更しようとするものであります。

また、規定の整理に伴い条番号の「第4条」を「第3条」に、「第5条」を「第4条」にそれぞれ変更するものであります。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第8号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○10番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10番（田中 裕君） 今回、相沼保育園が統合されるという、くまいし保育園に統合されるということなんですけれども。その経過等々については、父兄への説明とかそういうのは十二分にされてると思うんですけれども。もう出来上がって明日から開設するということに、こういう議論というのは、私はもっともっと前にしなければならぬ案件だったと思うんですけれども。あえて考え方をお聞かせ願ひたいんですけれども、相沼の父兄方と話をした中で、父兄からの要望とか要請とかそういうのがあったと思うんですよね。それ

については、どのような要望、要請があったのでしょうか。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 統合に当たっての経過ですけれども、平成 23 年度の行革の事務事業見直しを受けまして、平成 23 年から 28 年の 6 年間で父母会に対しては合わせて 11 回、それと、統合に関するアンケートを 1 回実施しております。その後、29 年度には統合に向けた本格議論を開始しておりまして、29 年度だけで父母会に対しては 2 回、それと父母会の代表者会議ということで 4 回、そのほかに改めて統合に関するアンケートを 1 回実施しております。

それと、要望に関してですけれども、具体的な要望とすれば、統合に伴い相沼地域の父兄の送迎が遠くなるということで、送迎バス等の運行をしていただきたいという話をいただいております。そのことに関しては、来年度以降実施していこうというふうに考えております。以上です。

○10 番（田中 裕君） はい。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 来年度以降、その送迎体制を構築していくということなんですけれども、開園と同時にできなかったんだろうか。

○議長（能登谷正人君） まだできてない。

○10 番（田中 裕君） うん。まだ、できてないしょ。それは、来年の中でその開園するまでに対応するというのでいいんですね。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） スクールバス等による送迎については、来年の 4 月に開園するときに併せて実施しようと考えております。以上です。

○10 番（田中 裕君） はい。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○10 番（田中 裕君） 新年度でやるんだったら、今の時期にその辺もちゃんと整備しておいた方が、もっとスピーディーな運営に繋がっていくんじゃないかなと、私は思うんですけどね。間に合うんですかこれ。それで、岩村町政の下で、私が住んでいる相沼地区はもの凄いいスピードで統廃合がされてるんですけどもね。私個人的には、町長になんか変な印象持たれているのかなと思いつつながら、常日頃いるんですけども。それは冗談で、答弁はいりませんから、どこかの機会でもたやりたいと思うんですけども。

これね、4 月だったら今の時期にきちっとしておいた方が、父母の方々の心配もなくなるんじゃないだろうか。4 月からとなれば、待たなして 3 月定例会で出てくる案件だと思うんですけどもね。今の時期に整理しておいた方が、なにか整理できない根拠があるのかどうか

○議長（能登谷正人君） 課長、はっきり言えばいいでしょ。整備してあるんだって。

○10番（田中 裕君） あるんでしょ。

○議長（能登谷正人君） あるんだって。前に言ってあるっけよ。

○10番（田中 裕君） 整理してるんだったら、今の時期に出してきなさいって。

（何か言う声あり）

○10番（田中 裕君） 常任委員会でやってるの。私、別の委員会なもんですから。

それもちょうと整理なってるってことなんですか。

（何か言う声あり）

○10番（田中 裕君） そうですか。父兄の負担をなくさないように、早急にですね。じゃあ、あえて聞かせていただきたいんですけれども、どのような方策をとるのか。これ最後ですから。もう私立ちませんから、ちょっとその辺だけ方向性だけちょっと聞かせて。

○住民サービス課長（北川正敏君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（北川正敏君） 相沼地域の子供たちの送迎については、今のところ朝2回迎えに行くというふうな考え方でおります。それと、帰りについては、保育園から1回送り届けるという考え方で、方向性で、今予算要求している段階です。

それと、保護者の方にはもう既に利用希望といたしますか、アンケートといたしますか、利用希望をとって、利用者もほぼ確定してると思いますか、そういう状態になっております。

以上です。

○議長（能登谷正人君） 了解ですね。ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第9 議案第9号

○議長（能登谷正人君） 日程第9 議案第9号八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第9号八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。議案書74ページをお願いします。

町が設置する季節保育所については、本条例に定めているところでございますが、現在2か所ある内、山崎地域のはまなす保育園が、地元児童の受け入れもなく、在園児の減少と園舎の老朽化、そして、地域運営委員会の高齢化により継続的運営が困難にあることから、今年度をもって廃園することになったため、既設条例の一部を改正するものでございます。

改正する内容でございますが、これまで条例中に用いてきた「季節保育所」という名称での運営形態は、本来、地域保護者が多忙となる一定期間にだけ開設される臨時的な保育所のことをいいますが、現在各地域に設置している保育所は、年間を通じて開設され保育を提供していることから、この現状に合わせ、条例中の「季節保育所」の用語を改め「地域保育所」とするものであります。

次に、第2条の改正は、廃園となる「はまなす保育園」の名称等を削り規定を整理するものであります。

最後に、附則といたしまして、はまなす保育園の廃園時期に併せ、この条例の施行日を令和2年4月1日とするものであります。

以上、簡単であります。議案第9号八雲町季節保育所設置条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしくご説明いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） はまなす保育園は卒園したら全ていなくなるのか、それとも、在園児がいるのか。また、今後出てきた場合にですね、どのような対処をするのかという話はしてるんでしょうか。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 廃園に当たってですね、地域の方とも話し合いをしてまいりました。先ほどもご説明したとおり、児童数が減少してるだとか、あとは地域の運営委員会の高齢化などによって非常に運営が大変だということで、そういった相談が数年前からありまして、数回地域と話し合いをしました。また、今通われている保護者の方々とも集まってお話しをしてきてございます。

その中で、卒園児以外にも在園児の方もいらっしゃるんですが、ほとんどが市街地から通っている方なんです。よって、特に支障はないような状況でございますが、1世帯だけ黒岩地域から通われている方々がいらっしゃるんですが、その人方も何とかならないかというかたちで、うちとも協議をしてきたんですが。卒園するまでの間にですね、当然、他の地域を見たときに、落部のあかしやとか遠方から通われている親御さんも当然いらっ

しゃいます。そう考えると、やはり全て支援するというわけにはいかないんですけれども、卒園するまでの間は、ガソリン代相当をその世帯に支給するというところでご了承いただいておりますので。

来年度以降はですね、当然園舎の方の解体費もございますけれども、そういった部分の費用も予算要求に計上させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。再開は午後1時からいたします。

休憩 午前11時57分

再開 午後1時00分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第10 議案第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第10 議案第10号八雲町居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第10号八雲町居宅介護支援事業実施条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書75ページをお開き願います。

この度の改正は、本条例に規定している八雲と熊石の二つの居宅介護支援事業所の内、八雲居宅介護支援事業所について、八雲地域の他の事業所の受入れ体制が整備され、八雲居宅介護支援事業所の利用者が減少していること及び人員基準の改正により管理者の要件が主任ケアマネジャーとなりましたが、現在、有資格者がいないことから、当該事業所を廃止することとし、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

居宅介護支援事業所は、要介護1から要介護5の介護認定を受け、在宅での介護サービスを希望する方に対して、介護支援専門員、いわゆるケアマネジャーが居宅サービス計画

を作成するもので、八雲居宅介護支援事業所は、介護保険法が施行された平成12年4月に設置してございます。

その後、介護保険法の改正により、平成19年度からは、要介護には該当しない軽度者の支援が地域包括支援センターに移行されたことにより、町の居宅介護支援事業所の利用者数は約200名から20～30名程度に大きく減少しました。

現在、八雲地域には、町の居宅介護支援事業所のほかに3か所の居宅介護支援事業所があり、ケアマネジャーを増員するなど事業所の体制が整備され、新規で介護認定を受けた方についてはほかの居宅介護支援事業所において受け入れしている状況にあり、現在の事業所つきましては利用者は1名となっております。

また、昨年、人員基準が改正されたことに伴い、居宅介護支援事業所の管理者の要件が主任ケアマネジャーとなり、経過措置終了後から適用されることとなりますが、現在の居宅介護支援事業所には、有資格者がいない状況となっております。

これらのことから、町の居宅介護支援事業所の今後の運営体制及び八雲地域全体での居宅介護支援事業所の状況を考慮した中で、今後、ほかの三つの事業所において利用者の受け入れ体制に支障のない状況であることから、今年度末をもって同事業所を廃止しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明いたします。

第2条は、事業所の名称等の規定で、現行二つの事業所を規定している表を削除し、熊石居宅介護支援事業所に係る規定のみに改めるものであります。

次に、附則として、この条例の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

なお、現在1名の利用者がありますが、利用者及び家族に対しては他の居宅介護支援事業所を紹介し、サービスに支障がないよう、しっかりと引継ぎを進めてまいります。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。



### ◎ 日程第 11 議案第 11 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 11 号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 11 号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書 76 ページをお願いいたします。

本件は、国が循環型社会形成交付金の限りある財源を最大限に活用し、汚水処理施設の未普及解消を図るため、汚水処理未普及解消に繋がらない合併処理浄化槽の設置及び既存合併処理浄化槽の更新については、原則的に補助の対象としないとしております。その制度改正を国がしたことから、関係規定について所要の整備を図るため、改正しようとするものでございます。

第 4 条第 2 項は、補助金及び融資の斡旋の対象としない規定で、第 4 号「汚水処理未普及の解消に繋がらない合併処理浄化槽を設置する者。ただし、災害など特別な事情がある者及び下水道、農業集落排水処理区域若しくは集合住宅等からの転居に伴い合併処理浄化槽を新たに設置する者又はその他町長が必要と認める者は、補助金及び融資の斡旋の対象となることができる」を加えるものであります。

附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上、簡単ではございますが、議案第 11 号八雲町浄化槽設置に関する補助金等条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 12 議案第 12 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 12 議案第 12 号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条

例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議長、建設課長。

○議長（能登谷正人君） 建設課長。

○建設課長（鈴木敏秋君） 議案第12号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。議案書77ページをお開き願います。

本条例は、町営住宅の施設内容等が条例による規定事項であるため、新たに整備した出雲町C団地の駐車場の使用開始及び老朽化に伴い解体、整理しようとする出雲町C団地の住宅8棟について、規定を改正しようとするものであります。

はじめに、第1条として、条例第63条駐車場使用料において規定する別表第3の改正であり、具体的には議案の別表第3の改正後欄の太枠部分の追加で、このほど建築した出雲町C団地の3棟10戸にかかわり整備した駐車場を追加し、その使用料を、現在有する駐車場に準拠し1,230円としようとするものであります。

次に、第2条として、条例第3条住宅等の設置で規定する別表第1の改正であり、その内容は、議案の別表第1の太枠部分の削除、追加であります。

現行欄の太枠の部分で、出雲町C団地、昭和44年度建設、出雲町60番地85の簡易耐火構造・コンクリートブロック造平屋建て2棟8戸の用途廃止、解体工事に伴うもので、別表第1から当該部分を削除し、次の項以降を繰り上げとしようとするものであります。

次に、議案書78ページにお移りいただき、同じく、現行欄の太枠部分で、太枠内1行目、2行目ともに出雲町C団地、昭和46年度建設、出雲町60番地85で、1行目、簡易耐火構造・コンクリートブロック造平屋建て4棟16戸、2行目、同じく、簡易耐火構造・コンクリートブロック造平屋建て2棟4戸の用途廃止、解体工事に伴うもので、別表第1から当該部分を削除し、次の項以降を繰り上げとしようとするものであります。

次に、第3条として、先にご審議いただいた議案第6号と同じく使用料の見直しにより、町営住宅の駐車場使用料においても、現行の1,230円を経常的な維持管理費の算定及び現行単価との調整により、令和2年4月1日から1,350円へ改正しようとするものであります。

議案書79ページにお移りいただき、附則の規定は、改正条例の施行期日を規定するもので、交付の日から施行するとは、第1条に規定する出雲町C団地の駐車場及びその使用料の追加を指しており、入居とともに利用できるよう施行しようとするものであります。

第2条の規定は、出雲町C団地の8棟28戸の削除について、その工事計画にあわせ令和2年1月1日としようとするものであります。

第3条の規定は、先にご説明したとおり、駐車場使用料の改定を令和2年4月1日からとしようとするものであります。

以上、議案第12号八雲町町営住宅条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしくお願いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第13号 議案第13号

○議長(能登谷正人君) 日程第13 議案第13号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 議案第13号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について、ご説明いたします。

概要説明書により説明しますので、概要説明書6ページ、別紙4をお願いいたします。

山越郡衛生処理組合は、第3回定例会において、令和2年3月31日をもって解散することとし議決をいただいたところでございます。

山越郡衛生処理組合の財産は、1、公有財産として土地は、し尿処理施設、長万部町字豊津35番地4、9,849.3㎡、字豊津34番地2、2,078㎡と中継基地、長万部町字長万部435番地20、231㎡、合計12,158.30㎡であります。

建物は、し尿処理施設、長万部町字豊津35番地4、1,348.45㎡、管理棟344.3㎡と自動車車庫56.7㎡であります。

物品として、自動車は普通乗用車1台、小型貨物1台、小型特殊1台であります。

基金として、普通財産は財政調整基金1億5,000万1,357円です。

内訳は、八雲町が7割の1億500万円、長万部町が3割の4,500万円、利息が3月見込で1,357円となっております。

議案書80ページから81ページをお願いいたします。

山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産処分について、地方自治法第289条及び同法第290条の規定により、山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産については、別紙のとおり長万部町に全て帰属させることとし、議会の議決を求めようとするものであります。

施設の解体等につきましては、長万部町へ帰属させた後、行うこととしております。

以上、簡単ではございますが、議案第13号山越郡衛生処理組合の解散に伴う財産の処分についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 全て長万部町に帰属させるという財産の中には、この基金も入ってるんですか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） この基金につきましては、施設の解体のために両町が3年間かけて積んだ基金であります。この基金についても、今現在事務を行っている長万部町に帰属させて、その後解体費用に使うということになっております。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 解体費用を八雲町が7割持つという根拠は何ですか。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） この基金を積み立てる際に負担割合につきましては、通常の山越郡衛生処理組合の運営については、直近のし尿の排出量で、排出割合で積算したということでございますが、今回の解体につきましては、この施設を建設した当時の両町の負担割合、それをもって7対3というふうにしております。厳密にいきますと、八雲町が70.22%、それと長万部町が29.78%ということでございますが、7対3という割合で基金を積んでおります。

○9番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○9番（三澤公雄君） 今のお話していきますと、作る時に八雲町は7割負担した。長万部町さんには3割負担してもらったと。だから壊すときは、八雲町が7割負担して、長万部が3割だよって。ええ、って感じしますよね。普通の町民感覚だと。作ったとき7割出したんだから、悪くても壊すときはイーブンだよねとか。作ったとき7割だったんだから、壊すときはそっち7割ですよねとか。まさか、壊すときも7割持つというのは普通感覚じゃないんじゃないのかなと思うんですけども、もう少し僕みたいな人間にも分かるような説明はありませんか。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 三澤議員ですね、気持ち的にはですね、理解しますけれども。ただやはり、し尿全体の使った頻度からいっても八雲町が7割程度使ってきたと。更には建

てたときも7割を作ったということは、解体するときも八雲町にも責任があるだろうということで、7割でありますので。これはですね、私たちは理解していますので、それは三澤議員も理解していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） ほかにございませんか

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第14 発委第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第14 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 議長、議会運営委員会委員長。

○議長（能登谷正人君） 千葉委員長。

○議会運営委員会委員長（千葉 隆君） 発委第1号八雲町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、提案説明をいたします。

本件は、先ほど可決されました特別職の期末手当の支給率の改正と同様、議員の期末手当の支給率を改正するため、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

現行の期末手当の支給割合は、6月・12月ともに2.225月分で、年間で4.45月分となっておりますが、0.05月分引き上げ年間で4.5月分に改正しようとするものであります。

それでは、発委第1号の別紙をご覧ください。

第1条の条例第4条第2項は、期末手当の規定であります。本年12月に支給する期末手当は、現行「100分の222.5」を0.05月分引き上げ、「100分の227.5」に改正するものでございます。

次に、第2条の条例第4条第2項は、特別職の改正内容と同様に、第1条で12月に0.05月分増としたものを、来年度からは6月と12月に振り分けて調整支給しようとするための改正で、6月、12月ともに「100分の225」に改正するもので、年間の期末手当の支給割合に変更はございません。

附則といたしまして、施行期日を公布の日からとするものですが、第2条の改正規定につきましては、令和2年4月1日から施行しようとするものでございます。

また、第1条の改正規定は、令和元年12月1日から適用し、改正前の条例の規定に基づいて支給された12月の期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払いとみなすことを規定しております。

以上、簡単ではございますが、提案説明といたします。

議員各位のご賛同をいただきますよう、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論には入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議員報酬においては、人事院勧告に直接関係するものではありません。消費税が上げられて町民負担のことを考えますと、今ここで期末手当の引き上げを議員として行うべきではないと思い、反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

#### ◎ 日程第15 議案第14号

○議長（能登谷正人君） 日程第15 議案第14号令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（川崎芳則君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（川崎芳則君） 議案第 14 号令和元年度八雲町一般会計補正予算（第 6 号）について、提案説明いたします。議案書 82 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれに 15 億 5,613 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 171 億 3,909 万円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 94 ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目議会費 16 万 7 千円の追加は、議員期末手当であり、先ほど議決をいただきました議案第 2 号町長の給与条例の一部改正に準じ、制度改正に要する追加額の計上であります。

2 款総務費、1 項総務管理費、2 目企画調査費 98 万 3 千円の追加は、地域間幹線系統バス路線維持補助金であります。

本補助金は、函館バス株式会社が運営する函館長万部線及び桧山海岸線 2 路線の計 3 路線に対し、運営、維持に必要な相当額を沿線の市町で補助しようとするものであります。

定期運行バス路線、地域間幹線系統への国と道による補助制度は、過去 3 か年度の経費の平均に基づき、補助金額を内定する事前算定方式であるため、当該年度の燃料費の高騰などによる経費の増嵩があったとしても、補助金に反映されないところであります。

これを受け函館バス株式会社としては、本年 9 月の決算において収支不足となったことから、このほど沿線市町への支援要請となり、八雲町としては、3 路線の維持を目的に当町に係る運行路線距離相当分を補助しようとするものであります。

12 目、地域振興対策費 14 億 9,742 万 1 千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業であります。

本事業については、本年度当初予算の寄附金総額を 12 億円と見込み計上しておりますが、11 月末現在の寄附金額が 10 億 975 万 5 千円となり、12 月以降の過去 2 年間の実績を勘案し、予算の追加をしようとするものであります。

追加に当たっては、本年 11 月中旬時点での試算において、10 月までの実績に 11 月以降は平成 29 年度及び 30 年度実績の伸びを勘案し、寄附金件数、総額をそれぞれ当初予算では 10 万 3,752 件の 12 億円で計上しておりますが、見込みを 14 万 7,740 件の 22 億 4,614 万円と推計し、その増額に合わせた予算とするもので、25 節積立金に 10 億 4,614 万円、8 節報償費に記念品 2 億 6,511 万 8 千円 のほか、各節説明欄記載のとおり事務経費の追加をしようとするものであります。

13 目災害対策費 93 万円の追加は、これまで発生した災害等において従事した職員に要した経費の追加であります。

8 月の台風 10 号による避難所開設により、3 節職員手当等に 49 万 7 千円のほか、9 節旅費から 14 節使用料及び賃借料までは、10 月の台風 19 号により被災した宮城県丸森町への職員災害派遣 4 名分の派遣期間 7 日相当分の旅費や被災地までの交通手段として使用した公用車の燃料費などの経費を、各節説明欄記載のとおり追加しようとするものであります。

す。

15 目電算業務費 38 万 5 千円の追加は、令和 2 年 4 月 1 日施行の「地方自治法施行規則の一部を改正する省令」により、歳出の節体系から「7 節賃金」を削り、以降の節番号を繰り上げる対応が必要となったもので、これは、同日施行の「会計年度任用職員制度」による賃金科目の不要から財務会計システムの改修が必要となり、13 節委託料に財務会計システム改修業務委託料を追加しようとするもので、令和 2 年度の予算からは、これまでの賃金、時間外手当が「1 節報酬」へ、期末勤勉手当は「3 節職員手当等」へ、社会保険料は「4 節共済費」へ、通勤手当は「9 節旅費」へそれぞれ移行となります。

議案書 96 ページをお願いいたします。

3 項 1 目戸籍住民基本台帳費 117 万 5 千円の追加は、個人番号カード交付に係る経費で、国においてはマイナンバーカードの取得と普及促進を図るため、本年度は国家公務員及び地方公務員の取得を推進しており、18 節備品購入費では、申請及び交付事務に伴うタブレット端末などの購入費 21 万 9 千円のほか、3 節職員手当等から 12 節役務費までは、各節説明欄記載のとおり当該事務経費を追加しようとするものであります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、2 目障がい者福祉費 1,130 万円の追加は、自立支援給付費であります。本給付費は、障がい者の方々のサービス事業の利用状況、医療機関受診、補装具購入の動向などから、11 月末時点の試算では決算見込みが現行予算を超過する見込みであることから、追加しようとするものであります。

個々のサービス事業別では、介護・訓練等給付に対し 650 万円、補装具給付に対し 120 万円、更生医療費においては 360 万円をそれぞれ追加しようとするものであります。

3 目高齢者福祉費 77 万 5 千円の追加は、介護保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

4 目後期高齢者医療費 656 万 3 千円の追加は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金であり、平成 30 年度の療養給付費負担金の精算により額が確定し、追加しようとするものであります。

議案書 98 ページをお願いいたします。

2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費 65 万 1 千円の追加は、養育医療給付事業医療費の追加であります。

本事業については、当初予算において直近の決算状況から、乳児・未熟児 3 名の 3 か月相当分を計上していたところですが、本年 9 月までに延べ人数 7 名分の医療費給付があり、今後の新たな申請見込みも考慮し、予算を追加しようとするものであります。

2 目児童措置費 54 万 8 千円の追加は、幼稚園での一時預かり事業の追加であり、当初予算において 1 日 10 人相当分を計上しておりましたが、本年 9 月までの実績及び今後の見込みを考慮し、15 人と想定し予算を追加しようとするものであります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、2 目予防費 151 万 3 千円の追加は、来年 6 月から乳幼児健診及び妊婦健診の受診記録が番号法による情報連携が予定され、運用開始までにシステム改修が必要となり、13 節委託料に健康管理システム改修業務委託料を追加しようとする



ものであります。

6目環境衛生費30万6千円の追加は、公衆浴場確保対策事業補助金であります。

以前営業しておりました市街地内での公衆浴場は、平成29年8月から休業をしておりましたが、この度、新たな事業者が12月から営業を再開する見通しとなり、当該浴場が町民の福祉と公衆衛生の促進に寄与する観点から、公衆浴場確保の支援策として、公衆浴場確保対策事業補助金を追加しようとするものであります。

10目国民健康保険事業費1,169万円の追加は、国民健康保険事業特別会計繰出金であり、詳細については、当該特別会計の補正予算議案でご説明いたします。

2項清掃費、2目じん芥処理費1,278万5千円の追加は、先ほど議決をいただきました議案第6号使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例により、令和2年4月1日から一般廃棄物処理手数料が改正されることを受け、11節需用費に改正後の手数料に対応したごみ袋の作成経費のほか、3目し尿処理費27万3千円の追加は、同じく同日にし尿等受入施設の供用開始が予定されていることから、し尿等の処理手数料については収入証紙による料金徴収により、11節需用費に収入証紙印刷製本費をそれぞれ追加しようとするものであります。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費500万円の追加は、新規就農支援資金貸付金であります。

本事業は、町内において新たに農業経営を開始する農業者に対し、営農開始時に必要な資金を1人1回限り500万円を限度に貸付けするもので、この度、2件の新規就農者へ合わせて1,000万円を貸付し担い手確保を図るもので、当初予算額からの不足額500万円を追加しようとするものであります。

議案書100ページをお願いいたします。

8款土木費、2項道路橋りょう費、3目除雪対策費267万9千円の追加は、八雲地域の除雪体制の確保の観点から、直営による作業路線の一部を委託車両台数1台増としたうえで委託作業へ変更いたしたく、13節委託料に町道除排雪業務委託料392万3千円を追加するほか、町直営除雪に係る4節共済費から14節使用料及び賃借料まで、各節説明欄記載のとおり減額するものであります。

4項都市計画費、5目下水道事業費98万9千円の追加は、下水道事業特別会計繰出金であり、内容については当該特別会計の補正予算議案で説明します。

以上、補正する歳出の合計は、15億5,613万3千円 の追加であります。

続いて歳入であります。議案書88ページをお願いいたします。

11款1項1目地方交付税1億4,000万円の追加は、普通交付税で歳出に対応した計上であります。

13款分担金及び負担金、2項負担金、1目民生費負担金40万4千円の追加は、養育医療保護者負担金で、歳出でご説明いたしました養育医療給付事業に係る保護者負担金であります。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金577万3千円の追加は、歳出

でご説明しました障がい者の方々のサービス事業の利用増に対応する給付費及び養育医療給付事業に係る2分の1相当額の国の負担金で、内訳は各節説明欄記載のとおりであります。

2目衛生費国庫負担金 563万7千円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金であり、当該負担金の確定に伴う追加計上であります。

2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金 117万5千円の追加は、歳出でご説明しました個人番号カード交付事務費補助金で、歳出と同額であります。

2目民生費国庫補助金 18万2千円の追加は、歳出でご説明しました幼稚園一時預かり事業に係る3分の1相当額の国の交付金であります。

3目衛生費国庫補助金 100万8千円の追加は、歳出でご説明しました健康管理システム改修に係る国の補助金で事業費の3分の2相当額であります。

議案書90ページをお願いいたします。

16款道支出金、1項道負担金、1目民生費道負担金 288万6千円の追加は、国庫負担金と同様に障がい者の方々のサービス事業の利用増に対応する給付費及び養育医療給付事業に係る4分の1相当額の道の負担金で、内訳は各節説明欄記載のとおりであります。

2目衛生費道負担金 313万円の追加は、国民健康保険基盤安定負担金で、国庫負担金と同様に当該負担金の確定に伴う追加計上であります。

2項道補助金、2目民生費道補助金 18万2千円の追加は、国庫補助金と同様に幼稚園一時預かり事業に係る3分の1相当額の道の交付金であります。

17款財産収入、2項財産売払収入、3目有価証券等売払収入 1,008万2千円の追加は、株式譲渡による売払収入であります。

現在、函館空港を運営している「函館ビルディング株式会社」の株券の購入については、函館空港の設置に際し商工会議所及び商工会が地域の自治体に要請し、昭和45年の合併前に旧八雲町と旧熊石町がそれぞれ600株、合わせて1,200株を60万円で購入した経緯があります。

この度、民活空港運営法に基づき、国や道などが管理する北海道内の函館空港を含めた7空港を令和2年度から民営化するもので、新たな運営会社となる「北海道エアポート株式会社」へ株式譲渡する株主売払金収入であります。

18款1項寄附金、2目ふるさと応援寄附金 10億4,614万円の追加は、歳出でご説明いたしましたふるさと応援寄附金の増加見込み額であります。

議案書92ページをお願いいたします。

19款繰入金、1項基金繰入金、2目ふるさと応援基金繰入金 3億3,901万4千円の追加は、ふるさと応援寄附金奨励事業の返礼・記念品代及びその送料相当額及び新規就農支援資金貸付事業に要する財源として計上しようとするものであります。

20款1項1目繰越金 52万円の追加は、前年度繰越金で、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の15億5,613万3千円の追加であります。

続いて、繰越明許費の補正であります。議案書85ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費の補正は、8款土木費、2項道路橋りょう費、東雲9号線歩道設置事業1,160万円の追加であります。本事業は、東雲町マックスバリュー前の国道5号線から函館開発建設部八雲道路事務所前の道道花浦内浦線を結ぶ町道の開発建設部沿い100mに歩道を設置する事業で、国からの用地確保に時間を要し、本工事が年度内に完了しない見込みであることから、予算の一部を令和2年度へ繰越し、限度額を設定しようとするものであります。

以上で、議案第14号令和元年度八雲町一般会計補正予算（第6号）の説明といたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「議長」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論の要求がありますので、これより討論に入ります。

まず、原案に反対の方の発言を許します。

○3番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 議案第14号一般会計補正予算（第6号）に反対いたします。

先ほどの発委第1号の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正する条例に反対した関係の予算が含まれていることと、議案第6号使用料及び手数料の改正に伴う関係条例の整備に関する条例に關係する消耗品費、ごみ袋の1,278万5千円が含まれているため反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 次に、原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ほかに討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎ 日程第16 議案第15号

○議長（能登谷正人君） 日程第 16 議案第 15 号令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（川口拓也君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（川口拓也君） 議案第 15 号令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）についてご説明申し上げます。議案書 104 ページをお願いいたします。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 71 万 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 27 億 7,092 万 4 千円にしようとするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 108 ページ下段であります。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 71 万 3 千円の追加は、各医療機関や薬局、そして全国の保険者が設置している端末機器において、国は 2021 年 3 月を目途に受診患者の保険資格の照会などをオンラインで確認できるシステムの構築を目指しており、当該システム構築に必要な本年度分の国保業務システム改修費業務委託料として増額しようとするもので、全額道支出金で補填されるものがございます。

次に、歳入であります。同ページの上段になります。

3 款道支出金、1 項道補助金、1 目療養給付費等交付金 71 万 3 千円の追加は、先ほどの歳出のシステム改修費に対する道支出金であります。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 1,169 万円の追加は、記載の各節に係る繰入金で、1 節保険基盤安定繰入金（軽減分）41 万 5 千円の増額及び 2 節保険基盤安定繰入金（支援分）1,127 万 5 千円の増額は、対象者数及び賦課額の確定により一般会計からの法定内繰入分同額を計上しようとするものであり、この同額分を、次の 2 項基金繰入金、1 目国民健康保険事業基金繰入金において減額し、調整するものであります。

以上、簡単であります。議案第 15 号令和元年度八雲町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）の説明といたします。よろしくご説明いたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。50.17

### ◎ 日程第17 議案第16号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 議案第16号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（戸田 淳君） 議案第16号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。議案書110ページをお開き願います。

この度の補正は、歳入歳出予算の補正であります。

歳入歳出予算の補正は、保健事業勘定歳入歳出予算の総額に、それぞれ620万円を追加し、歳入歳出予算の総額を19億2,587万円にしようとするものであり、介護予防サービス給付費の増加に対応するための補正であります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書116ページをお開き願います。

2款保険給付費、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費620万円の追加は、特定施設に入居する要支援者が増加したことによる介護予防特定施設入居者生活介護に係る給付費の増額が主な要因で、11月末時点における介護予防サービス給付費の見込み額が現行予算を上回り、不足が見込まれることから予算を追加しようとするものであります。

以上、補正する歳出の合計は620万円の追加であります。

続いて、これに対応する歳入についてご説明いたします。114ページをお開き願います。

4款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金93万円の追加は、介護給付費に係る国の負担金で、追加分給付費の15%相当額の計上であります。

2項国庫補助金、1目調整交付金47万1千円の追加は、国の調整交付金で、追加分給付費の7.59%相当額の計上であります。

5款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金167万4千円の追加は、2号被保険者に係る負担分で、追加分給付費の27%相当額の計上であります。

6款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金108万5千円の追加は、道の負担金で、追加分給付費の17.5%相当額の計上であります。

8款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金77万5千円の追加は、給付費のうち町が負担すべき一般会計からの繰入金で、追加分給付費の12.5%相当額の計上であります。

2項基金繰入金、1目介護給付費準備基金繰入金126万5千円の追加は、歳出に対応した計上であります。

以上、補正する歳入の合計は、歳出と同額の620万円の追加であります。

以上で、議案第 16 号令和元年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 18 議案第 17 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議案第 17 号令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（田村春夫君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（田村春夫君） 議案第 17 号令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。議案書 118 ページをお開き下さい。

この度の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 98 万 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 12 億 4,289 万 1 千円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出からご説明いたします。議案書 122 ページをお開き下さい。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目八雲地区一般管理費 98 万 9 千円の増額は、2 節給料 72 万 5 千円、3 節職員手当等 8 万 4 千円と 4 節共済費 18 万円を増額するもので、4 月 1 日付けの人事異動及び人事院勧告によるものであります。

次に、歳入についてご説明いたします。同じく 122 ページ上段をご覧ください。

4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金に 98 万 9 千円を追加し、歳出に対応するものであります。

以上、簡単でございますが、議案第 17 号令和元年度八雲町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）の説明といたします。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第19 議案第18号

○議長(能登谷正人君) 日程第19 議案第18号令和元年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)を議題といたします。

○環境水道課長(田村春夫君) 議長、環境水道課長。

○議長(能登谷正人君) 環境水道課長。

○環境水道課長(田村春夫君) 議案第18号令和元年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)につきまして、ご説明いたします。議案書125ページをお開き下さい。

この度の補正は、4月1日付人事異動による水道事業会計職員の入れ替えに伴うものと、人事院勧告に伴い職員給与費予算に不足を生じることから、予算の補正を行うものであります。

第2条収益的収入及び支出は、予算第3条に定めた水道事業費用の既決予定額3億6,164万9千円に43万5千円を追加し、支出の予定額を3億6,208万4千円にしようとするものであります。

なお、収入につきましては、予定額の変更はございません。

次に、補正する支出の内容につきまして、補正予算実施計画書によりご説明いたします。126ページをお開き願います。

1款水道事業費用、1項営業費用、1目総係費43万5千円の追加は、職員の給与を6万6千円と職員の手当を36万9千円増額しようとするものであり、内訳につきましては、節説明欄に記載のとおりであります。

次に、125ページにお戻りいただきまして、第3条議会の議決を経なければ流用することができない経費は、予算第8条に定めた職員給与費の既決予定額4,856万8千円に43万5千円を追加し、4,900万3千円にしようとするものであります。

以上、簡単ではございますが、議案第18号令和元年度八雲町水道事業会計補正予算(第1号)の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 20 総務経済常任委員会中間報告書及び文教厚生常任委員会中間報告書

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 総務経済常任委員会中間報告書及び文教厚生常任委員会中間報告書を一括議題といたします。

本件は、各常任委員会が、所管・所掌事務のうち特定調査事件として閉会中の継続調査事項としていたものであります。

現在、各委員会調査中ではありますが、これまでの調査・検討結果について、この程、中間報告書の提出がされております。

報告書は、お手元に配付のとおりであります。

本件については、これをもって報告済みとすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は報告済みといたします。

暫時休憩いたします。再開は 2 時 10 分といたします。

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 2 分

○議長（能登谷正人君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

### ◎ 日程第 21 発議第 1 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 21 発議第 1 号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化を求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 1 号「あおり運転」に対する厳罰化とさらなる対策の強化



を求める意見書について提出者を代表して提案説明させていただきます。

本年8月、茨城県の常磐自動車道で、男性が執拗なあおり運転を受けて車を停止させられ、容疑者から顔を殴られるという事件が発生した。また、平成29年6月には、神奈川県内の東名高速道路においても、あおり運転を受けて停止した車にトラックが追突し夫婦が死亡している。

こうした事件・事故が相次ぐ中、「あおり運転」をはじめとした極めて悪質・危険な運転に対しては、厳正な対処を望む国民の声が高まっている。

記1、「あおり運転」の規定を新たに設け、厳罰化については、危険運転を行った場合のみでも道路交通法上厳しく処罰される海外の事例なども参考としながら、実効性のある法改正となるよう早急に検討を進めること。

2、運転免許更新時における講習については、これまでの交通教則による講習に加え、あおり運転等の危険性やその行為が禁止されていること及びその違反行為に対しては取り締まりが行われることについての講習も行うこと。また、更新時講習に使用する教本や資料などにこれらの事項を記載すること。

3、広報啓発活動については、あおり運転等の行為が禁止されており、取締りの対象となることや「あおり運転」を受けた場合の具体的な対処方法などについて、警察庁及び都道府県警察のホームページ、SNSや広報誌などを効果的に活用し、周知に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第21 発議第2号

○議長（能登谷正人君） 日程第22 発議第2号「再編統合」対象の公立・公的病院名公表に関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第2号「再編統合」対象の公立・公的病院名公表に関する意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

厚生労働省は9月26日、再編統合の「再検証」を求める公立・公的病院として、全国424病院を公表し、来年9月までに結論を出すことを求めました。このうち、北海道は54施設と都道府県では最多であります。名指しされた病院の自治体、医療関係者からは、「地域の実情が反映されていない」という怒りの声とともに、住民からは存続を心配する声が寄せられています。

国における、今般の病院名の公表に対しては、極めて遺憾であり、地域医療構想の進め方については地方自治体など地域の意向を尊重して進めるよう強く要望するものであります。

議員各位のご賛同を、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第23 発議第3号

○議長（能登谷正人君） 日程第23 発議第3号スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13番（宮本雅晴君） 発議第3号スマート農業の実現による競争力強化の加速を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をさせていただきます。

農林水産業や食品産業の現場では、依然として人手に頼る作業や熟練者でなければできない作業が多く、省力化、人手の確保、負担の軽減が大きな課題となっている。

例えば、機械化が難しいとされ手作業でなければできない危険な作業やきつい作業が残されていたり、選果や弁当の製造・盛り付けなど多くの雇用労力に頼っているが、労働力

の確保が困難であったり、一人当たりの作業面積の拡大といった点に改善が期待されている。

記1、農業経営の将来像を示し先進的な農業経営の姿を地元の生産条件を加味し、営農類型をよく把握した上で提示すること。

2、技術ごとのロードマップを示し、実証・市販化・普及を農業者が求める技術やサービスとして提示できるよう現場の意見を把握しながら推進すること

3、技術実装は「失敗と成功」の不断の努力が必要であり、KPIを把握しつつも農業の特性に応じた中長期の実践を支援すること。

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### ◎ 日程第24 発議第4号

○議長（能登谷正人君） 日程第24 発議第4号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書を議題といたします。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第4号授業料減免制度の現行水準を維持することを求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

安倍政権が来年4月から導入する高等教育の就学支援制度と引き換えに、文部科学省は2020年度から、現行の国立大学の授業料免除制度について廃止する方針です。

就学支援制度による低所得者世帯への支援は当然であるが、対象となる学生は全学生の1割程度に限定されます。現行の授業料免除制度は、中間所得世帯までが対象とされていたため、国立大に通う学生のうち、約1万9千人の授業料負担が増加すると文部科学省が調査で明らかにしています。

在校生はもちろん、2020年度以降の新生も、今まで通り減免が受けられるよう制度維

持、予算確保を強く求めものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願ひします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がございますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

## ◎ 日程第 25 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 発議第 5 号令和元年台風 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 5 号令和元年台風 19 号等からの復旧・復興に向けた対策を求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

台風 19 号等の影響により東北、信越、関東、東海にかけて、河川の堤防が決壊したほか、越水などによる浸水被害、土砂災害などが広範囲に渡り多数発生し、各地に甚大な被害をもたらした。台風 15 号による被害の爪痕が残る地域では、追い打ちをかけるような事態となった。

記 1、被災者の 1 日も早い生活再建のため、既存制度の対象拡大や要件緩和など弾力的な運用を行うこと。

2、医療施設、社会福祉施設、学校教育施設等の復旧、再開に向けて、必要な支援を行うこと。

3、商工業、農林水産業の早期事業再開のため、被災した事業用建物、設備、機材等の復旧を支援する補助制度を創設すること。

4、被災地の風評被害払拭のため、旅行商品、宿泊料金の割引等に対して必要な観光支

援を行うこと。

5、被災地の切れ目ない復旧・復興の推進のため、復旧作業の進捗を見極めつつ、補正予算の編成について適切に判断すること。

6、「防災・減災・国土強靱化のための3か年緊急対策」の計画通りの遂行と、期間終了後も必要となる対策が講じられるよう、継続して予算措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

## ◎ 日程第26 議案第6号

○議長（能登谷正人君） 日程第26 発議第6号災害救助法の見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4番（横田喜世志君） 発議第6号災害救助法の見直しを求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

災害救助法では、仮設住宅の入居者に「寝具」「日用品」「炊事用具・食器」などの給与があるものの家電製品は対象外です。

避難生活の中では、被災世帯が安心して暮らせる環境づくり、応急仮設の住環境の改善が急務です。そのためにも今や生活必需品といえる洗濯機・冷蔵庫・テレビの生活家電3品目を、災害救助法の給与対象に組み入れることを強く求めるものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって本案は否決されました。

### ◎ 日程第 27 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27 発議第 7 号豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○13 番（宮本雅晴君） 議長、宮本。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○13 番（宮本雅晴君） 発議第 7 号 豚コレラの早期終息に向けた緊急かつ具体的な対策を求める意見書について、提出者を代表して提案説明させていただきます。

昨年 9 月に国内で 26 年ぶりに発生した豚コレラは、関係者による懸命の努力にもかかわらず、この 1 年間に 14 万頭を超える殺処分が行われるなど甚大な被害をもたらしている。

記 1、飼養豚へのワクチン接種を速やかに進めるとともに、ワクチン接種後の接種豚の円滑な流通について、取引価格の下落や風評被害が生じないように、あらゆる手段を講じること。

2、今般の豚コレラ拡大の主要因となっている豚コレラ感染野生イノシシの拡大を抑止するため、野生イノシシの捕獲強化や戦略的な経口ワクチンベルトの構築を行うこと。

3、現在、アジアにおいて発生が拡大しているアフリカ豚コレラの国内侵入を防止するため、罰則の強化も含めた一層の水際対策の強化、徹底を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

議員各位の皆様、どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 28 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 8 号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4 番（横田喜世志君） 議長、横田。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○4 番（横田喜世志君） 発議第 8 号診療報酬を引き下げず、地域医療を守ることを求める意見書について、提出者を代表して提案説明いたします。

安心・安全の医療を国民に安定して提供するためには、医療の質を損なわないよう、診療報酬の適正な水準を確保することが必要であり、必要な報酬が確保されてこそ、医療機関の経営が守られ、医療提供体制が整えられてこそ、国民生活支えることができます。

よって、国においては、地域医療を守り、国民医療の充実を図るため、次の措置を講ずるよう強く求めるものでございます。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第 29 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 29 発議第 9 号英語民間試験延期にとどまらず、入試の

抜本的な見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○3番（佐藤智子君） 議長、佐藤。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○3番（佐藤智子君） 発議第9号英語民間試験延期にとどまらず、入試の抜本的な見直しを求める意見書について提出者を代表して提案説明を行います。

経済的・地域的格差を広げ、入試の公平さを損なうと批判を浴びていた大学入試共通テストでの英語民間試験の利用を、政府は2024年度まで延期すると表明しました。

国語・数学の記述式導入も、採点を民間事業者に丸投げする点では英語民間試験と共通する欠陥を持っています。今回の入試改革は、教育現場や受験当事者とその保護者、専門家も参加した開かれた場での議論を行い、根本からの再検討を求まるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

### ◎ 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第30 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から、所管事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行いたい旨の申出書が提出されております。

申出書は、お手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。



## ◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 本年最終の議会となりました第4回定例会を終了するに当たり、お許しをいただきましたので、お礼のご挨拶をさせていただきたいと存じ上げます。

本定例会のご提案申し上げました各議案につきましては、議員各位のあたたかいご理解のもと、原案どおり可決をいただき感謝を申し上げますとともに、一般質問及び議案質疑を通じて議員各位からいただきました多くのご意見、ご提言は、これを真摯に受け止め、町政執行に生かしてまいります。

私も町長就任7年目に入り、第2期八雲町総合計画の推進はもちろんでありますが、第一次産業の振興が何よりも重要であるとの考えから、持続可能なまちづくりを目指し、町内外問わず、精力的な行動をしてまいりました。

今、過ぎようとする令和元年を振り返りますと、今年が一番の出来事は、5月1日に新しい天皇陛下に皇太子徳人天皇が即位され、新しい令和の時代が始まったことであります。

新しい時代を迎え、希望調査に満ち溢れ、誇りある八雲町を次の世代へ引き渡していく、そんな意気込みをもって、皆さんと一緒に町政を推進してまいります。

北海道においては、高橋はるみ知事から若いエネルギーな鈴木直道知事に道政がバトンタッチをされました。

一方、国政においては、7月の参議院選挙において自民党、公明党の与党が改選前議席を上回り、安定政権が維持されたところであり、9月11日に第4次安倍改造内閣が発足をいたしました。

政府は、12月5日の臨時閣議で、国・地方の財政支出が13兆2,000億円となる経済対策を決定いたしました。

民間の支出を加えた事業規模は26兆円となり、今年度補正予算と来年度予算と一体的に編成するとしています。

さて、本年も全国的に災害が多かった年でもありました。特に、9月には台風15号上陸により千葉県を中心に暴風雨による家屋被害が多く、東北などによる電柱施設被害により、停電が長期にわたり不自由な生活を強いられました。

また、10月12日に伊豆半島に上陸した台風19号は勢力が強いまま上陸し、関東、東北地方を中心に記録的な大雨となりました。河川堤防の決壊による浸水や土砂災害が相次ぎ、死者、行方不明者あわせて13都県で101人、建物の全壊等の被害は約10万棟、家屋の床上・床下浸水が約4万3,000棟など、大規模な災害となりました。

八雲町としましても、災害発生後に北海道からの要請に基づき、被災地であります宮城県丸森町へ復興のための事務支援として一般職員4名を10月27日から1週間派遣したところでもあります。

明るい話題としては、いよいよ来年に迫った2020年東京五輪競技種目のうち、競歩とマラソンが札幌に開催変更が決定されました。真夏の開催ということもあり、北海道の冷涼な気候がもたらした恵みの開催であり、国際的な大きなイベントが北海道で開催されることは、大変喜ばしく、オール北海道で歓迎すべきことと思っているところであります。

一方、八雲町においては、八雲中学校出身で、現在、立命館慶祥高校2年の石堂陽奈選手が、高校総体200mで優勝、また、南部忠平記念大会においても100mで優勝する大活躍を見せていただきました。来年の東京五輪の出場は叶わなくても、その先のパリ五輪へ向けて活躍を期待しているところであります。

次に、町政の状況について申し上げます。

学校教育の環境整備を図るため、今年度から2か年計画で建設が進められている学校給食センター改築事業は、来年の7月完成を目指し、順調に工事が進捗しております。子供たちの健康と食育教育並びに地産地消の推進を図ることが期待されています。

地域センター病院としての八雲総合病院は、不足している内科医師の確保ができず、地域医療を守る病院として危機的な状況が続いています。引き続き、常勤内科医師確保に院長と共に全力をあげてまいります。

ふるさと応援寄附金奨励事業は、昨年度返礼割合5割を堅持したことによって、36億8,000万の寄附が集まりました。しかしながら今年度は、総務省から3割以下にするよう強く求められ、4月から見直しを実施しました。割合を引き下げたことにより、寄附額が大きく落ち込むのではないかと心配をしていたところでありましたが、おかげをもちまして、補正予算でもご説明したとおり、30年度実績には届かないものの、20億円を超える見込みとなっております。

このふるさと応援寄附金制度は、八雲町にとって貴重な財源確保のチャンスと捉え、今後においても知恵と工夫を凝らし、取り組んでまいりたいと存じます。

2030年度末の開業を目指して工事が進められている北海道新幹線トンネル工事も、八雲町内9工区全て発注済みとなっております。安全祈願祭も盤石トンネル1工区を残すのみとなっております。

新幹線工事は町内経済の波及効果も大きく、順調に進められておりますが、一般質問でも申し上げましたが、トンネル採掘土受け入れ地確保が大きな問題となっております。

特に、対策土の受け入れ地確保に向けて、鉄道・運輸機構、北海道と連携をとりながら、全量確保に向けて取り組んでまいる所存でありますので、ご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、八雲町の基幹産業である酪農を維持するため、後継者となる担い手確保を図ることを目的に、研修機能を兼ね備えた道南初の研修牧場の建設を進めているところであり、議員各位並びに関係各位のご理解のもと、運営主体の株式会社青年舎も設立をされ、施設整備に向けて現在実施設計を行っているところであります。

今年度から本格的に始まった、熊石地域での北海道大学水産学部と共同試験研究は、現在紅藻ダルスをはじめ、北紫ウニの身入り試験並びに黒ゾイ、真ゾイ、蝦夷メバルの成長

試験を実施しているところでありますが、現在のところ1年目ということもあり、大きな成果は見えていませんが、引き続き進めてまいります。

近年、北海道における主要魚種で増養殖事業の要でありました秋鮭は、海域環境などの変化から全道的に水揚げが減少し、加えて価格も低迷している状況にあります。これからの漁業は種苗放流ではなく、完全養殖事業に転換する時期に来ているのではないかと感じているところであります。

そのため、八雲町は太平洋と日本海の二つの海を持つ町として、海域特性を生かし、桧山漁協及び落部漁協と共同でサーモンの海面養殖試験を開始したところであります。サーモンは回転ずしで人気が高く、国内消費のほとんどがノルウェーやチリ産の輸入もので、今後においても国内外で市場拡大が見込まれるものであります。北海道初のトラウトサーモンの養殖を成功させて、八雲ブランドとして新たな特産品を育て上げたいと強く思っているところであります。

そのほか、各分野においても町民の皆様と共に知恵を出し合い、対話を通じて、夢と活気溢れるまち、そして持続可能なまちづくりを目指して取り組んでまいりたいと存じます。

この1年間、議員各位には大変ご高配を賜り、どうぞ議員各位におかれましてはご健康に留意され、ご家族ともども良い年を迎えられ、くる年もまた町民の幸せのためご活躍をくださいますよう、そして、変わらぬご支援をお願い申し上げ、挨拶といたします。

この1年間、本当にありがとうございました。

## ◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、私からも閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本年も年の瀬が迫ってまいりました。特に緊急の案件がないかぎり、本定例会が本年最後の議会となります。

私ども議員の任期も早いもので折り返し地点を過ぎました。今日まで議員各位のご支援、ご協力をいただき、極めて順調な議事の運営ができましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

この1年間を振り返りますと、1月に我々の仲間でありました岡島敬議員の突然の訃報に接し、皆様も言いようのない驚きと深い悲しみに包まれたことと思います。八雲町としても大きな存在を失ってしまいましたが、議会としても岡島議員の威勢を受け継ぎ、いつまでも安心して住み続けられる八雲町実現に向かって、議員14名で努力していく決意を更に固めたところでございました。

5月には平成から令和に元号が変わり、新たな時代の幕開けとなりましたが、新元号のスタートを祝う催しや報道で拝見した新しい時代が、平和で穏やかであってほしいと心から願ったところであります。

しかしながら、地震・台風・豪雨と自然災害が多い1年であったと感じております。特に豪雨による被害については、河川の氾濫や浸水の状況が私たちの想像をはるかに超え、

九州・関東・東北など、各地に甚大な被害をもたらし、多くの尊い命と財産が失われました。この度の災害により、犠牲となられた方々のご冥福を深くお祈りいたしますとともに、被災された方々に対しまして、心からお見舞いを申し上げ、被災地の一日でも早い復旧・復興を切に願うものであります。

さて、本定例会は、去る12月9日に開会以来、本日の5日間に渡り、条例改正、各会計補正予算、議員発議による意見書など、数多くの議案が上程され、終始熱心にご審議を賜れまして、無事閉会の運びとなりましたことに対しまして、厚くお礼を申し上げます。

改めて議員各位並びに理事者各位のご協力に対しまして、議長として衷心より感謝を申し上げる次第でございます。

町長はじめ理事者各位のこれまでの議会審議における真摯なる対応に、深く敬意を表しますとともに、議員各位から述べられました意見、提言等につきましては十分に尊重され、令和2年度以降の施策や予算編成において熟慮していただき今後の町政執行に一層の熱意とご努力を重ねていただきますよう、お願いを申し上げます。

この1年間町議会に寄せられました関係各位のご向上、ご協力に深く感謝を申し上げますとともに、議員並びに町理事者をはじめとする職員皆様におかれましては、健康に十分ご配慮いただき、新しい明るい新年を迎えられますよう、御祈念を申し上げます。

結びになりますが、今後も八雲町発展のために一層のご尽力を賜りますようお願いを申し上げ、令和元年第4回定例会閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

大変ありがとうございました。

### ◎ 閉会宣言

○議長（能登谷正人君） これを持ちまして、本定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

よって、令和元年第4回八雲町議会定例会を閉会いたします。

〔閉会 午後 2時57分〕